

J F X株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 238 号

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1503）

## 反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

- 1.当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。
- 2.当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。
- 3.当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。
- 4.当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。
- 5.当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- 6.当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 7.当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
- 8.当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
- 9.当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。

以上

最終改訂日 平成 24 年 4 月 1 日